

障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領

(平成28年3月25日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）及び仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例（平成28年仙台市条例第3号。以下「条例」という。）その他関係法令に定める障害を理由とする差別の解消の推進に関する事項に関し、市長の事務部局に勤務する職員（以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第3条 職員は、法第7条第1項及び条例第7条に定めるとおり、市の事務又は事業を行うに当たり、障害者に対する不当な差別的取扱いにより、その権利利益を侵害してはならない。

2 職員は、不当な差別的取扱いの禁止に関して健康福祉局長が別に定める事項に留意して、その職務を執行するものとする。

(合理的配慮の提供)

第4条 職員は、法第7条第2項及び条例第8条に定めるとおり、市の事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、合理的配慮をしなければならない。

2 職員は、合理的配慮の提供に関して健康福祉局長が別に定める事項に留意して、その職務を執行するものとする。

(所属長の責務)

第5条 所属長は、障害を理由とする差別の解消を推進するため、その所管する事務又は事業に関し、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- 一 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、所属職員に対し注意を喚起し、その認識を深めさせること
- 二 障害者及びその家族その他の関係者から不当な差別的取扱い又は合理的配慮の不提供に対する相談があった場合は、迅速に状況を確認すること
- 三 前号の状況の確認の結果、合理的配慮の提供が必要と認められた場合は、所属職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 所属長は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第36条の3に規定する措置に関し、障害者である所属職員から相談を受けた場合は、その内容や当該職員の状況に応じ、必要な対応をとらなければならない。

- 3 所属長は、所管する事務又は事業に関し、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合は、迅速かつ適切にこれに対処しなければならない。

(懲戒処分等)

第6条 職員は、その職務の執行に際し、障害者に対し、不当な差別的取扱いをし、又は、過重な負担がないにも関わらず合理的配慮を提供しなかったことにより、障害者の権利利益を侵害した場合は、その態様等に応じ、懲戒処分等に付されることがある。

(職員による差別についての相談体制の整備)

第7条 職員による障害を理由とする差別（その職務の執行に係るものに限る。）に関する障害者及びその家族その他の関係者（以下この条において「相談者」という。）からの相談には、次に掲げる職員（第5条第2項に規定する相談については、第1号及び第2号に掲げる職員）が応ずることとする。

- 一 当該職員の所属長
- 二 総務局人材育成部人事課長
- 三 総務局長が別に指定する職員

2 前項の相談に応ずる場合は、相談者の性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファクシミリ、電子メールその他の障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。

3 第1項の相談の内容及び処理状況は、総務局人材育成部人事課及び健康福祉局障害福祉部障害企画課に集約するとともに、相談者の秘密保持に配慮しつつ、関係者間で情報共有を図り、以後の相談の対応において活用するものとする。

4 第1項の相談に対応するための体制については、市民及び職員に広く周知するとともに、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

(研修及び啓発)

第8条 職員の障害及び障害者に関する関心と理解を深めるため、職員に対し、必要な研修及び啓発を行うものとする。

2 前項の規定による研修は、次のとおりとする。

- 一 新たに職員となった者に対する障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項に関する研修
- 二 所属長等に対する障害を理由とする差別の解消のために管理監督者に求められる役割に関する研修
- 三 その他必要と認める研修

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則（平成29年4月1日改正）

この改正は、平成29年4月1日から実施する。

附 則（令和2年3月27日改正）

この改正は、令和2年4月1日から実施する。